



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 145/2023年1月号

発行日：2023年1月26日

<年頭のご挨拶>

新年明けましておめでとうございます。

また日頃より、東光ニュースレターをご愛顧頂くとともに、平素より当法人の活動にご理解ご支援を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年は、ロシアによるウクライナ侵攻を引き金に資源エネルギーの急激な高騰と物価上昇、さらには大幅な円安と経済を取り巻く環境が大きく変化した年でありました。

当法人も昨年末に手狭になった事務所から新社屋へ移転し、視界に入ってくる風景が様変わりしましたが、従来から掲げている監査品質を優先しご安心頂ける監査サービスを提供する精神は維持しつつ環境変化には柔軟な心で対応するよう業務を邁進しております。

今年は、監査法人のガバナンスコードの受入れに備えて準備する年になると思われます。当法人は、コードの5原則と当該原則を適切に履行するための指針が組織的に運営されるように業務運営体制の見直しを図っていきたいと思ひます。

末筆ながら、皆様方の益々のご健勝とご活躍を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

2023年1月吉日

東光監査法人

包括代表社員 佐藤 明充

．最新情報（2022年12月1日～2022年12月31日）

1. 業種別委員会

特になし

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 12 月 28 日	お知 らせ	「企業会計基準適用指針の開発についての当面の対応」の改正について	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan : ASBJ）から公表されている「企業会計基準適用指針の開発についての当面の対応」について、ASBJ と協議し、内容の見直しを行いました。 このたび、2022 年 12 月 16 日に開催されました理事会の承認を受けて、改正後の「企業会計基準適用指針の開発についての当面の対応」を本日公表致しましたのでお知らせします。	—

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 12 月 28 日	研究 資料	IT 委員会研究資料の廃止について	日本公認会計士協会（テクノロジー委員会）では、2022 年 12 月 15 日に開催された常務理事会の承認を受けて、次の研究資料を 12 月 28 日付けで廃止することといたしましたので、お知らせいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ IT 委員会研究資料第 3 号「認証局のための WebTrust プログラム」 ・ IT 委員会研究資料第 5 号「一般に公正妥当と認められたプライバシー原則（グローバルプライバシーフレームワーク）」 ・ IT 委員会研究資料第 6 号「Trust サービス原則、規準及びその例示（セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る適合する Trust サービス原則、規準及びその例示の 2006 年版の更新）」 ・ IT 委員会研究資料第 7 号「Trust サービス原則、規準及びその例示（セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る適合する Trust サービス原則、規準 	—

		<p>及びその例示の 2009 年版の更新)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I T 委員会研究資料第 8 号「情報インテグリティ」 ・ I T 委員会研究資料第 9 号「Trust サービス原則、規準及びその例示（セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る適合する Trust サービス原則、規準及びその例示の 2014 年版の更新)」 ・ I T 委員会研究資料第 10 号「セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに関する Trust サービス規準」 <p>なお、上記のうち、I T 委員会研究資料第 8 号「情報インテグリティ」及び I T 委員会研究資料第 10 号「セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに関する Trust サービス規準」につきましては、同一の内容で翻訳公表物として公表しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AICPA ホワイトペーパー「情報インテグリティ」の翻訳の公表について ・ AICPA 「セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに関する Trust サービス規準」の翻訳の公表について 	
--	--	--	--

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 12 月 2 日	その他	「公認会計士法改正に関連する協会制度変更要綱」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	<p>日本公認会計士協会は、2022 年 12 月 2 日に開催された臨時理事会の承認を受けて、「公認会計士法改正に関連する協会制度変更要綱」を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>近年の経済環境の変化や、公認会計士が担う役割の広がり働き方の多様化などを受け、昨年、金融庁に設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」及び「金融審議会公認会計士制度部会」において、会計監査の信頼性を確保するための方策について議論してきました。その後、本年の通常国会の審議を経て、本年 5 月に公認会計士法が改正され、本年 10 月 21 日には、「令和 4 年公認会計士法等改正に係る政令・内閣府令案等」（以下「政令府令案等」といいます。）がパブリックコメントに付されました。</p> <p>当協会では、法改正が行われた項目のうち、当協会の会則等を変更する必要があるものについて、本年 8 月に公認会計士法改</p>	—

			<p>正対応プロジェクトチームを設置して検討してきました。改正公認会計士法及び政令府令案等の内容を踏まえ、以下について取りまとめています。</p> <p>上場会社等監査人登録制度に係る制度変更 登録制度に係る制度変更 会計教育に係る制度変更</p> <p>この取りまとめに当たっては、本年10月21日から11月4日まで草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられたコメントの概要とその対応も併せて公表いたしますので、ご参照ください。</p> <p>なお、公開草案からの変更に関しては、例えば、上場会社等監査人登録制度に係る制度変更において、「適格性確認のためのレビュー」の用語を「登録の審査のためのレビュー」へ変更する等、一部記載については趣旨の明確化を目的とした字句修正を行っております。</p>	
2022年 12月15日	意見	金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対する意見について	<p>2022年11月7日に、金融庁から、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案が公表され、広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会では、当該改正案に対する意見を取りまとめ、2022年12月6日付けで提出しましたのでお知らせいたします。</p>	—
2022年 12月19日	意見	水産庁「水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について」に対する意見について	<p>2022年11月14日に水産庁から「水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について」が公表されました。日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、この施行規則案に対する意見を取りまとめ、2022年12月13日付けで水産庁に提出いたしましたので、お知らせします。</p>	—
2022年 12月22日	公開 草案	「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案等の公表について	<p>日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」は、この度、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）について、一部見直しを行いましたので、中小会計指針の改正に関する公開草案（以下「本公開草案」という。）を本日公表いたします。</p>	—

			<p>本公開草案の公表は、改正点について広くコメントをいただくことを目的とするものです。コメントは、令和5年（2023年）1月23日（月）までに、原則として電子メールにより、下記のいずれかの団体へお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、各団体のホームページ等で公開する場合があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。</p> <p>上記関係4団体においては、我が国の経済の好循環を実現していくためには中小企業の果たす役割が重要であると認識しております。この点を踏まえ、中小会計指針を取引実態に合わせたより利用しやすいものとするために、継続的に見直しを行っており、今回の見直しもその一環です。これにより、中小企業における会計の質の向上、ひいては持続的な経済社会の成長と経済基盤の整備に貢献してまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p>	
2022年 12月26日	研究 資料	監査基準報告書 701 研究文書第 2号「監査上の主 要な検討事項」の 事例分析（2021 年4月～2022年 3月期）レポート （研究文書）」の公 表について	<p>日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2022年12月15日開催の常務理事会の承認を受けて、監査基準報告書701 研究文書第2号「監査上の主要な検討事項」の事例分析（2021年4月～2022年3月期）レポート（研究文書）」を公表いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters：KAM）が上場会社等の監査に適用されて2022年3月期で強制適用2年目を迎えたことを受けて、当協会において2021年4月～2022年3月期に係る監査報告書におけるKAMの事例を収集・分析し、本研究文書の取りまとめを行っております。本研究文書においては、定量分析（KAMの個数・文字数）を行うとともに、定性分析の対象を特定のトピック（早期適用会社、収益認識、IT、不正、継続企業、気候変動、工事進行基準）に絞って全体的な傾向、記載上の工夫が見られる点等について分析を行っております。</p> <p>KAMに係る実務に際して本研究文書を参考にさせていただきますと幸いです。</p>	

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

【株主総会資料の電子提供制度について】

2022年12月26日に、「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（以下、「本省令」）が公表されました。これにより、上場会社等では2023年3月1日以降に開催される株主総会から適用が義務付けられます。電子提供制度を適用する場合でも、希望する株主は株主総会資料の書面による交付を請求することができます。ただし、株主総会資料のうち一部の事項は、定款の定めにより書面への記載を省略することが認められています。本省令により、書面への記載を省略できる範囲が当初の定めよりも拡大されました。具体的には、事業報告のうち一定の事項や、貸借対照表、損益計算書、連結貸借対照表および連結損益計算書が追加的に省略可能とされています。

また、従来のウェブ開示によるみなし提供制度においても同様に対象範囲が拡大されています。

<改正内容>

本省令では、主に以下の改正が行われています。

1. 電子提供措置事項記載書面で記載を省略することができる範囲の拡大

電子提供制度を適用する場合に、株主から書面交付請求があったときに交付する書面（電子提供措置事項記載書面）に記載することを要しない事項の範囲を拡大、以下が追加的に省略可能（会社法施行規則第95条の4第1項第2号～第4号）。

- ・事業報告における、役員の責任限定契約に関する事項、事業の経過およびその成果、対処すべき課題、補償契約に関する事項および役員等賠償責任保険契約に関する事項
- ・貸借対照表および損益計算書
- ・連結貸借対照表および連結損益計算書

2. ウェブ開示によるみなし提供制度の対象範囲の拡大

従来のウェブ開示によるみなし提供制度においても、対象範囲を拡大、以下が追加的にウェブ開示の対象範囲（会社法施行規則第133条、会社計算規則第133条）。

- ・事業報告における、事業の経過およびその成果、対処すべき課題、補償契約に関する事項および役員等賠償責任保険契約に関する事項
- ・貸借対照表および損益計算書

<施行期日>

本省令案は、公布の日から施行されます。

ただし、ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正規定は、2023年3月1日（時限措置の失効の翌日）から施行されます。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

上場会社においては適用が義務付けとなる改正となります。社内での開示内容を見直しい機会になるかもしれません。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703